

令和 年 月 日

(派遣元)

(派遣先)

派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第26条第4項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

- 1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

- 2 上記事業所の抵触日

- 3 その他